

ID: 187

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 こども福祉係

<b>処分の概要</b>	延長保育の利用料の徴収		
<b>例規名 根拠条項</b>	名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例 第4条		
<b>例規番号</b>	令和5年条例第19号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (延長保育の利用料)  第4条 名寄市保育所設置条例（平成18年名寄市条例第118号）第2条に規定する保育所（以下「市立保育所」という。）又は名寄市認定こども園設置条例（令和5年名寄市条例第22号）第2条に規定する認定こども園（以下「市立認定こども園」という。）で延長保育を利用した場合に市が徴収する利用料は、1日につき30分当たり（30分未満は30分とする。）、児童1人につき100円とする。この場合において、1月当たりの額は、4,000円を限度とする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成28年8月15日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年7月31日